

対応方針案

1. 産業立地加速化のための工業用水道施設の建設工事

要件:

- 現行の施設規模要件(県:8,000m³/日、市町村:4,000m³/日)は廃止
- マザー工場等高次の産業立地を早期に行うために、短期間(3年以内)に集中・加速して建設する事業を対象とする。

※「3年」は、短かすぎるのではないか。

2. 工業用水道施設の耐震化等加速化工事

要件:

- 現行の事業規模要件(事業費20億円以上、工期10年以内)は廃止する。
- 政府による耐震化目標を達成することで、加速化して耐震化を進める事業を対象。

耐震化目標:10年以内に現状の50%引上げ

※事業規模の大きい事業では、「50%」は困難なので、規模による場合分けが必要ではないか

- 助成する範囲は、耐震化工事等による一定以上(1.5円/m³以上)のコスト増の部分とする。

※「1.5円/m³」の緩和↔「資産維持費」との制度的なデマケは必要

- 地震発生確率の高い地域を優先的に対象とするべきではないか

対象となる事業:

- 施設の耐震化工事(耐震化となる更新工事を含む)
- 配水管路の二重化やバイパス化工事
- 近接事業間との連絡管整備工事
- 非常用電源施設設置工事
- 省エネ施設(高効率機械設備、太陽光・省水力発電機)設備の設置工事
- 災害用備蓄資機材整備事業